

## 第5章 計画の推進管理

### 1 推進体制

#### (1) 計画の周知

広報みしま・ホームページへの掲載など多様な媒体を通じて、消費者教育推進計画の内容を市民（消費者）、様々な担い手に広く周知を図ります。

また、消費者教育の各種事業やイベントや出前講座など、あらゆる場面における周知を行います。

#### (2) 推進体制

計画を円滑に推進し、有効性を高めるため、市民(消費者)・様々な担い手・市が情報を共有し、お互いの役割を理解し、市民参加と協働による消費者教育推進の体制づくりに努めます。

##### ①市民(消費者)・様々な担い手

**概要** 市民・教育関係者・事業者は消費者教育を実践することに加え、行政（市）とともに協働で事業などを実施していくことが求められます。

**役割** 消費者教育の実践などに積極的に参加します。

##### ②市

**概要** 消費者教育推進事業の実施、市民や様々な担い手等を結ぶ窓口となります。

**責務** 計画の進行管理や効果的な取り組みの検討、消費者教育推進事業の実施などを行います。

## 2 進行管理

計画に掲げた基本目標を達成するため、取り組みの内容で示した施策の進捗状況をチェックするとともに、数値指標を評価し、取り組みの内容を定期的に見直しを行います。計画する（PLAN）・実行する（DO）・点検する（CHECK）・見直す（ACTION）のPDCAサイクルを活用することにより、計画の進行管理を図ります。

